

## 「市町村特認」について

水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の見直しで、従来の特例（物理的特例や所得特例など）を活用して本対策に加入できなかった方でも、「**地域水田農業ビジョン**」に**位置づけられた担い手（認定農業者又は集落営農組織）**であって、**本対策への加入が適当であると市町村が判断した農業者**については、国との協議を経て本対策に加入することができる「**市町村特認**」の仕組みが新たに設けられることになりました。

この「市町村特認」の手続は、市町村において、特認申請者の申請書等を集約し、当該申請者に対する本特認の適用についての意見を意見書にまとめ、**6月30日までに**北海道農政事務所（地域課）に申請書および当該意見書を提出していただくこととなっております。

以下に具体的な手順をお示します。市町村、地域水田農業推進協議会、地域担い手育成総合支援協議会、JA等の関係機関が連携の上、本特認制度に加入できる可能性のある農業者の全てに働きかけをお願いします。

（従来の特例要件を満たしている方は、市町村特認ではなく、特例を適用して加入します。）

### 地域水田農業推進協議会

#### 市町村・JA等

- ① 地域水田農業ビジョンの**担い手リストを最新のものに更新**して下さい。

担い手リストをファイルで提供

#### 市町村

- ② 担い手リストのうち認定農業者を特定して下さい。

担い手リストをファイルで提供

（必要に応じ）

#### 北海道農政事務所地域課

- ③ 担い手リストの認定農業者のうち、経営所得安定対策の未加入者を抽出します。

担い手リストをファイルで提供

#### 市町村・JA等

- ④ 関係機関と連携して農業者に説明、加入の働きかけを行ってください。

農業者から市町村特認申請書及び加入申請書等の提出（5月31日を目途）

#### 市町村

- ⑤ 加入申請書等の書類を集約し、意見書を付して提出して下さい。

市町村特認申請書及び加入申請書等の提出（6月30日まで）

#### 北海道農政事務所地域課

- ⑥ 加入申請書等を接受します。